

しるす ぶらす
土地家屋調査士支援システム **表** ⁺

Ver.1.3.1.0 改訂内容説明書

- 目 次 -

I. オンライン申請に関する変更等 (対象パッケージ:書類作成版)	1
<1> 登記事項証明書オンライン請求の窓口交付について	1
(1) データ作成時の交付方法の指定について	2
(2) 窓口受領時の提出用書類の印刷	2
(3) 交付方法の初期値設定	4
<2> オンライン申請に関する機能の拡張・変更等	5
(1) 登記事項証明書交付請求の初期値設定	5
(2) プレビューの印刷について	6
(3) データチェック内容の追加	7
(4) 奥書設定等の拡張	8
(5) その他	9
II. その他	9
<1> 登記手数料の変更対応	9
(1) 計算書の一部変更(切替) (対象パッケージ:管理版)	9
(2) 登記情報取得時の概算表示について (対象パッケージ:書類作成版)	10
<2> その他	11

I. オンライン申請に関する変更等 (対象パッケージ:書類作成版)

<1> 登記事項証明書オンライン請求の窓口交付について

平成23年4月1日より、オンラインによる登記事項証明書等の交付請求の際、交付方法を郵送か窓口交付か選択できるようになりました。(法務省仕様変更による) その対応として“表+”の機能を一部変更しました。

※尚、登記手数料令改正により、4月1日より登記事項証明書等の発行手数料が変更されます。オンラインによる登記事項証明書交付請求の場合、送付は1通 570円(変更前 700円)、窓口受領は1通 550円(新設)となります。

参照) 法務局ホームページー登記手数料の一部改定について
<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/tesuuryoutiran.pdf>

★注意★

窓口で受領する場合でも、手数料を印紙等で納付することはできません。登記所で受け取る前にあらかじめ電子納付を行う必要があります。

また、窓口で受け取る場合には、請求から1ヶ月以内に受け取ってください。(1ヶ月を経過すると、作成された証明書は廃棄されます。)

尚、私書箱を利用する際の運用については、登記所により扱い(交付方法を「郵送」とするのか「窓口受領」とするのか、申請番号等の情報提供は必要か否か、等)が異なる可能性があります。登記所にご確認の上、ご利用ください。

(1) データ作成時の交付方法の指定について

オンラインのデータ編集画面において、交付方法を指定してください。

送付情報
 交付方法 郵便 郵送種別 普通 速達区分 (指定なし)
 郵便番号 791 - 2112

送付情報
 交付方法 窓口受領

郵便番号 791 - 2112

住所 伊予郡砥部町重光248番地3

受取人 氏名 土地家屋調査士 リーガル 太郎

宛先登記所
 宛先登記所名 松山地方法務局
 登記所コード 5000

受取人の住所と氏名

証明書を受け取る登記所
 (選択した登記所以外で受け取ることはできません)

※交付方法は、初期値を設定することができます。(3)を参照してください。

(2) 窓口受領時の提出書類の印刷

窓口で受け取る際には、以下の情報を記載した書面を提供する必要があります。

- ・受取人の住所・氏名
- ・窓口で受け取る証明書の合計通数
- ・申請番号

“表+”では、これらの情報を含む、窓口受領時の情報提供用の書類を作成・印刷する機能を装備しました。

①処理状況一覧から該当の[納付]欄をクリックして電子納付情報の画面を表示します。

土地家屋調査士支援システム“表+”フルセット版

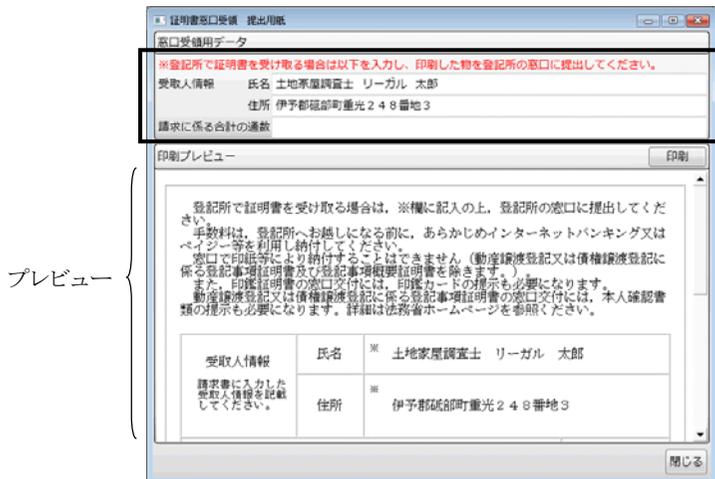
オンライン申請処理状況一覧 (BOX番)

BOX番号	申請方法	手続名	到達日時	案件名	申請人	処理状況	最終更新日時	到達	交付確認	お知らせ	納付	補正	公文書
	単件	請求	2011/04/01	登記事項証		処理中	2011/04/01	到達		お知らせ	納付済み		

②[窓口提出用紙]をクリックします。

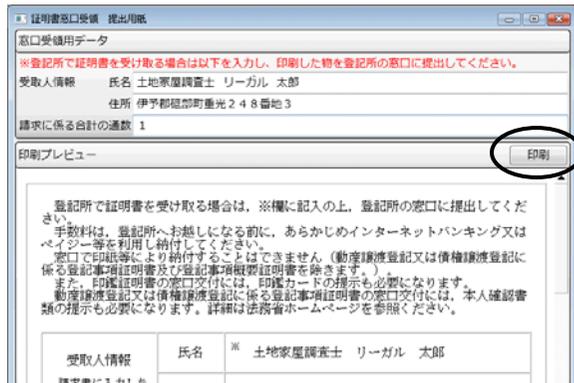


③受取人の住所・氏名を確認し(申請時のデータの受取人情報を初期反映します)、
証明書の合計通数を入力します(初期反映はしません)。



※1つの交付請求で、登記事項証明書1通と地図等の証明書1通を請求した場合には、「2通」となります。(入力欄には「2」と入力)
また、請求した内の一部がエラー等で却下された場合には、それを除いた通数(受け取る証明書の合計通数)となります。

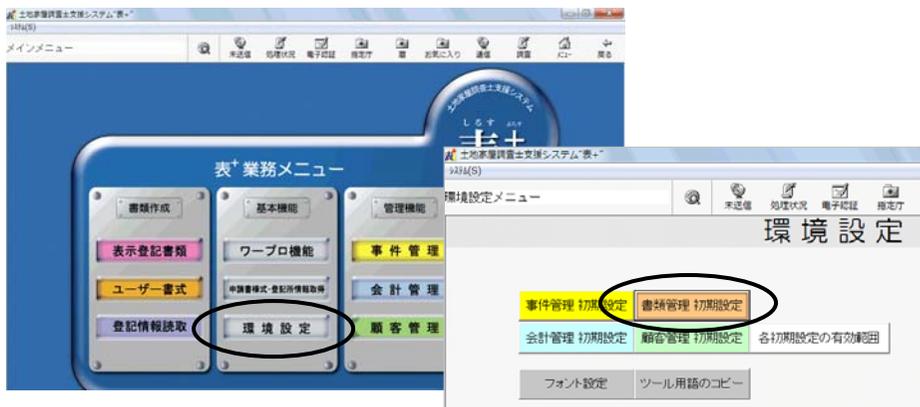
④[印刷]をクリックして印刷し、窓口で受け取る際にご利用ください。



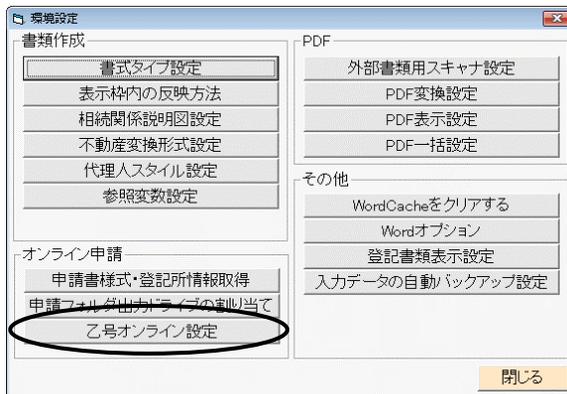
(3) 交付方法の初期値設定

交付方法は、あらかじめ初期値を設定しておくことができます。(設定は全端末共通)

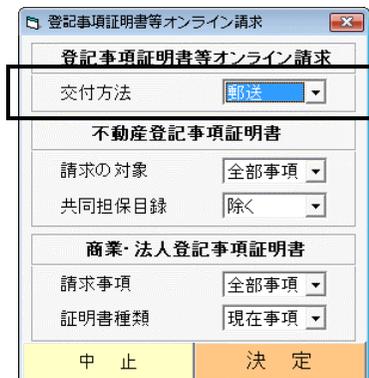
- ①メインメニュー[環境設定]―[書類管理初期設定]をクリックします。



- ②[乙号オンライン設定]をクリックします。



- ③交付方法の初期値を設定し、決定してください。



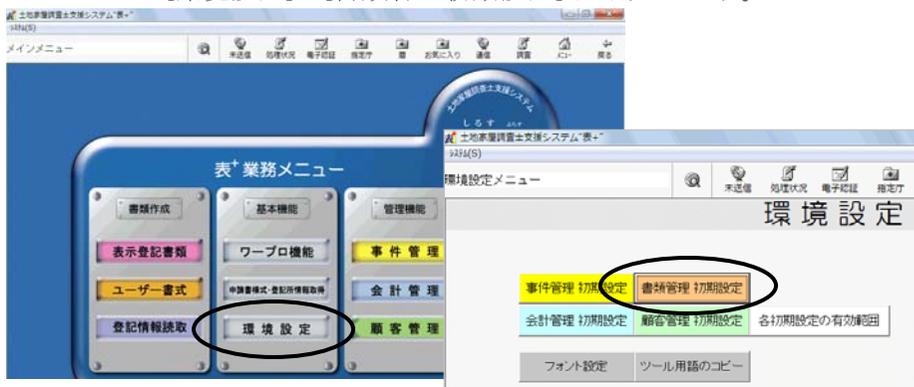
- ④以降データ反映する際には、指定した交付方法が初期値となります。

＜2＞オンライン申請に関する機能の拡張・変更等

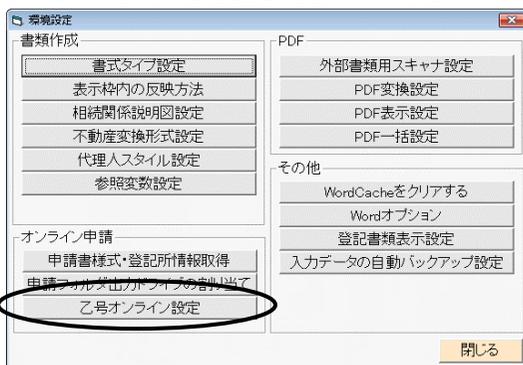
(1) 登記事項証明書交付請求の初期値設定

登記事項証明書交付請求の、請求の対象や共同担保目録等のデータの初期値を設定できるようになりました。

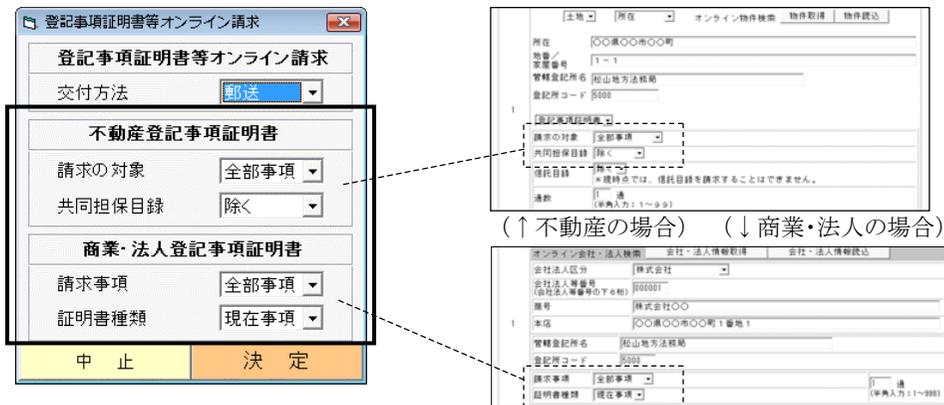
①メインメニュー[環境設定]ー[書類管理初期設定]をクリックします。



②[乙号オンライン設定]をクリックします。



③請求の対象や共同担保目録等の初期値を設定し、決定してください。

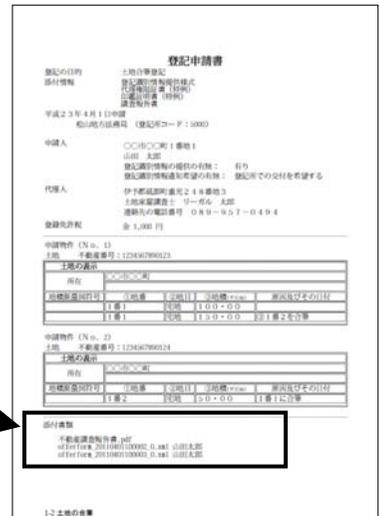
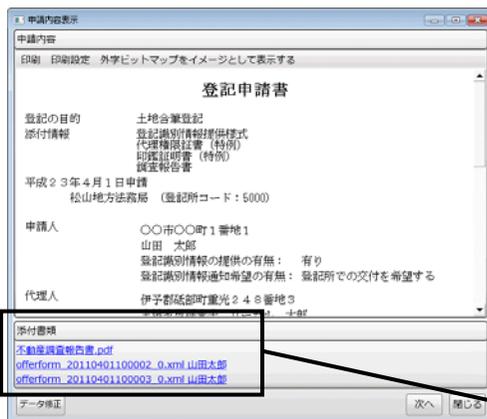
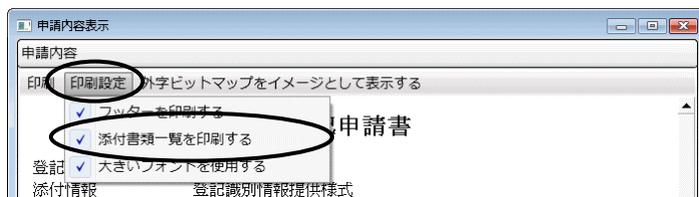


④以降データ反映する際には、指定したデータが初期値となります。

※この設定が有効となるのは、初期データ反映時(最初に[申請データ編集]をクリックした時、及び[再反映]をクリックした時)です。データ編集画面で新規に入力欄を追加した場合や、コピー追加(物件の所在・地番等・管轄登記所のコピー)をした場合は、システム固定の初期値となります。

(2)プレビューの印刷について

ア. 申請書のプレビューを印刷する際、プレビュー画面の下部に表示されている添付書類の一覧も、一緒に印刷できるようになりました。申請書のプレビュー画面で、「印刷設定」-「添付書類一覧を印刷する」にチェックをつけてください。(設定は端末毎)

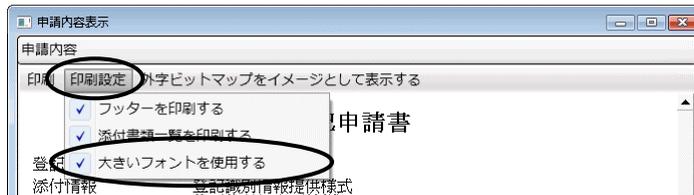


プレビュー画面下部に表示される添付書類の一覧が、申請書の末尾に印刷されます

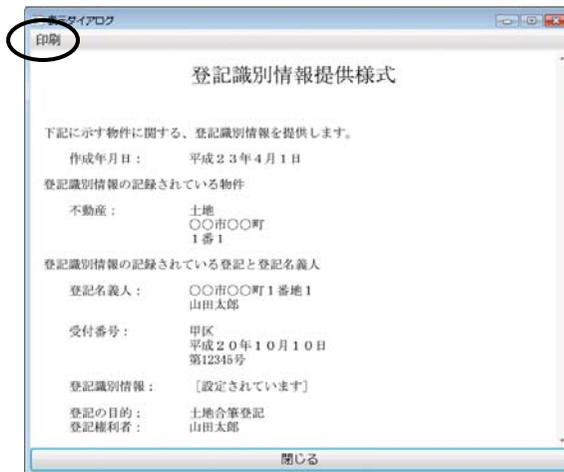
※この設定は、“表+”内で表示する際の独自の設定です。(この設定を切り替えても、登記所側で同じように表示されるものではありません。)

- イ. 申請書プレビューや受付のお知らせを、通常のフォント(約10pt)より若干大きめのフォント(約12pt。書類の初期フォントと同程度)で表示する切替ができるようになりました。

申請書のプレビュー画面や受付のお知らせの表示画面で、「印刷設定」-「大きいフォントを使用する」にチェックをつけてください。(設定は端末毎。申請書及び受付のお知らせに対して有効です。)

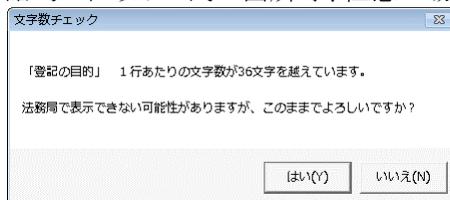


- ウ. 登記識別情報関係様式のプレビューの印刷ができるようになりました。画面上部「印刷」をクリックして印刷してください。また、併せて画面上の表示イメージも変更しています。



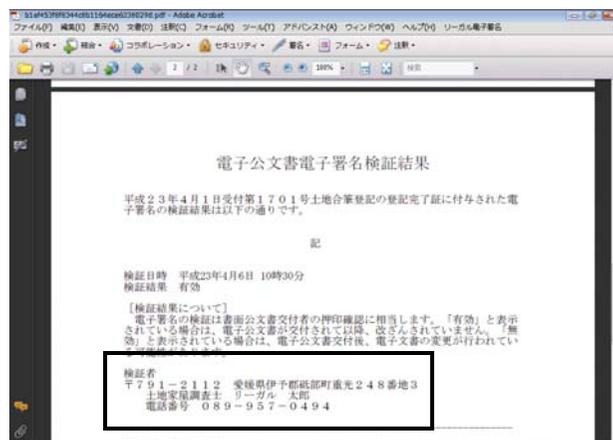
(3) データチェック内容の追加

- ア. 不動産の「登記の目的」等の入力項目に、1行の文字列が36文字を超えるデータが入力されている場合、データチェックにかかるように変更しました。(1行の文字列が長い場合、登記所によっては補正とされる場合があります。) 調整する場合は、「いいえ」をクリックして申請データ編集画面を開き、1行36文字以内に収まるよう改行してください。(システムでの強制改行は行いません。語句の区切りの良い箇所等、任意の場所で改行を行ってください。)



(4) 奥書設定等の拡張

- ア. 受付のお知らせや登記完了証に反映する奥書設定で、【代理人・法人名】【代理人・肩書】の変数が利用できるようになりました。必要に応じて設定を行ってください。(事件作成時に利用している代理人の反映方法が個人であるか法人であるか、申請データに法人名等を入力しているかに関わらず、代理人名簿に法人名・代表者の肩書が入力されている場合、この変数に反映します。)
- イ. 公文書の検証結果をPDFで表示する際に反映する検証者の内容を設定できるようになりました。公文書表示画面の「検証者設定」から設定してください。(変数は変更しないよう注意してください。【代理人・法人名】【代理人・肩書】も利用できます。)



(5) その他

- ア. 書類として作成する登録免許税納付用紙の様式及び一部書類名を変更しました。(書類選択画面「共通書類追加」タブから選択追加する書類。不動産登記事務取扱手続準則の一部改正による。不動産所在事項や申請番号が無くなり、受付年月日が反映するようになります。)
- イ. 補正に対して連件設定できないように対処しました。
- ウ. 到達待ちの状態の場合には、申請番号が表示されないように変更しました。
- エ. 補正の場合の申請番号の表示を変更しました。(画面下部に表示されていた「初回申番」の項目はなくなりました。)
- オ. 申請データセットを作成していない状態で、書類一覧の[未送信一覧へ]を連打した場合、環境によっては、申請データセットが複数作成される場合がある事象に対処しました。

II. その他

<1> 登記手数料の変更対応

平成23年4月1日からの登記手数料令の改正に伴い、以下の変更を行いました。

参照) 法務局ホームページ-登記手数料の一部改定について
<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/tesuuryoutiran.pdf>

(1) 計算書の一部変更(切替) (対象パッケージ:管理版)

平成23年4月1日からの登記手数料令の改正等に伴い、表示登記の計算書の立替金の欄を一部変更できるように切替メニューを装備しました。

切替を行なうと、表示登記の計算書の立替金の欄の「閲覧登記印紙」「謄抄本登記印紙」が「閲覧印紙」「謄抄本印紙」に変更され、「謄抄本印紙」の単価が700円に変更されます。

項目	単価	枚数	金額
登録免許税	1000円	0枚	0円
閲覧印紙	500	0	0
謄抄本印紙	700	0	0
手数料証紙	0	0	0
立替金小計			

①メインメニュー[会計管理]－[各種設定]をクリックします。



②上部メニュー「設定」－「H23手数料変更」をクリックします。



③「平成23年4月1日から」を選択し、[決定]をクリックすると切り替わります。



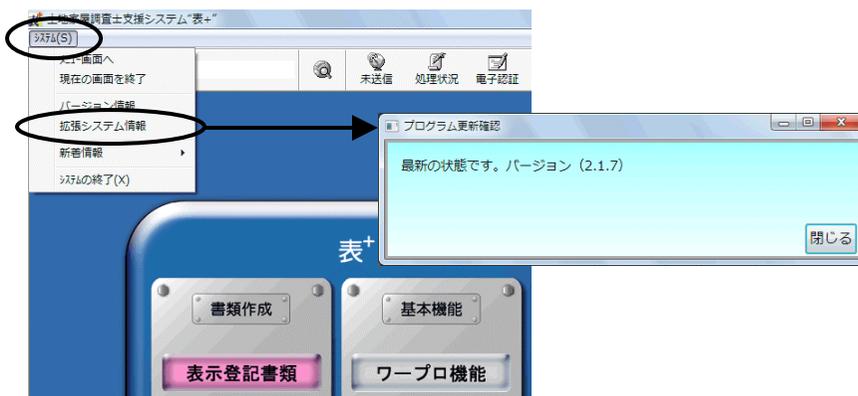
(2) 登記情報取得時の概算表示について (対象パッケージ: 書類作成版)

平成23年4月1日からの登記手数料令の改正に伴い、登記情報取得を行う際の画面に表示される手数料(概算)の単価を変更しました。



<2>その他

- ア. 請求書の印刷設定で「差引金額を反映する」にチェックがある場合、超過入金の場合には「返戻」の文字が反映するようになりました。
- イ. “表+”拡張システム(オンライン申請機能や新着情報機能等で利用)のバージョン確認を行うメニューを追加しました。(上部メニュー「システム」-「拡張システム情報」)
インターネット経由で更新確認し、更新がある場合はバージョンアップを行います。(更新確認・更新処理は、通常、“表+”起動時に自動で行われています。)



- ◆ このプログラムおよび使用説明書は、著作権上、当社に無断で使用、複製することはできません。
- ◆ このプログラムおよび使用説明書の使用によって発生する直接・間接・特別・偶然または必然的な損益については、一切の責任を負いません。
- ◆ 本製品の内容には万全を期しておりますが、万一ご不審な点がございましたら、当社にご連絡下さい。
- ◆ このプログラムおよび使用説明書の内容は、予告なしに変更することがあります。

発行: 2011 年 4 月

株式会社 **ニコン・トリンプル**

<http://www.nikon-trimble.co.jp/>